

10 安芸区



安芸区矢野東の被災地(梅河団地)

被害の概要

被害は安芸区内全域にわたった。人的被害は45名(死者18名、行方不明者2名、重傷者11名、軽傷者14名)、住家被害は1,248棟(全壊58棟、半壊152棟、一部破損59棟、床上浸水429棟、床下浸水550棟)、非住家被害は253棟(全壊23棟、半壊29棟、一部破損9棟、床上浸水166棟、床下浸水26棟)に及んだ(平成30年11月1日現在)。このほか、矢野小学校、矢野幼稚園、矢野福祉センター等の公共建物も床上浸水の被害を受け、中野出張所においては地下駐車場が浸水、安芸消防団畑賀分団畑賀車庫においては全壊被害を受けた。ライフラインについては、停電が約1,300戸、ガス漏れ4件、断水(上水)約9,500世帯、下水管の破断等15か所の被害を受けた(いずれも最大時)。電気、ガス及び上水については7月中旬に復旧が完了した。

梅河団地(矢野東地区)と清松園団地及び清山団地(ともに上瀬野地区)が土石流による被害が特に大きく、清松園団地及び清山団地は発災当初、孤立状態にあった。このほか、畑賀川、矢野川、榎山川等、多くの河川沿いでも広範囲にわたって土砂流入による家屋倒壊や浸水等の被害を受けた。また、多くの道路が通行止めとなり、とりわけ、平原橋付近の国道2号や主要地方道矢野安浦線、一般県道瀬野呉線等の被害が大きく、仮復旧まで時間を要した。区民の憩いの場所となっている絵下山の登山道や瀬野川沿いの遊歩道でも被害が大きく、本復旧には時間を要する。

区災害対策本部の設置

7月5日に大雨注意報、次いで大雨警報が発表され、警戒体制を敷いていた。翌6日14時05分に広島市域に対し土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、安芸区災害警戒本部を設置した。区内全域の土砂災害の危険のある区域に避難準備・高齢者等避難開始を発令した。その後も雨は降り続き、土砂災害危険度情報による発令基準に達したため、同日18時に安芸区災害対策本部を設置し、該当する学区(中野、畑賀、瀬野、船越、矢野西、矢野)の土砂災害の危険のある区域に避難勧告を発令した。同日19時40分には大雨特別警報が発表され、区内全域の土砂災害の危険のある区域に避難指示(緊急)を発令した。

区災害対策本部各班の活動状況

■本部

安芸区災害対策本部は、区長を本部長として、副本部長(副区長、厚生部長、農林建設部長)、本部員(医務監、区政調整課長、地域起こし推進課長)、6つの班(庶務班、情報班、調査・応急復旧班、輸送班、避難収容班、救援救護班)で組織した。発災当初から7月10日までの間は、当該災害対策本部に安芸消防署職員2名が常駐し、被害状況の把握、共有に努めた。

本部長は、避難情報の発令や避難所開設の意思決定等を行うとともに、安芸消防署・海田警察署・自衛隊等の関係機関への捜索活動の支援依頼、市災害対策本部との連絡調整、避難所の環境改善等を指揮した。

また、班長会(本部長、副本部長、各班長ほか)を毎日開催することにより、避難所の運営状況や応急復旧工事の進捗状況等の情報共有を図った。

■庶務班

区政調整課の職員で構成され、主な業務は職員の召集、関係機関(安芸消防署・海田警察署・中国電力等)との連絡調整、市民対応、報道対応、防災情報共有システムへの入力(避難所開設状況、被害の概要等)、市災害対策本部との調整、その他各種調整等である。

発災当初は市民からの電話が鳴り止まず、情報班(地域起こし推進課)のみでは被害情報の収集に対応しきれなかったため、庶務班も電話対応等を行うとともに、被害状況等を速やかにシステムへ入力するよう努めた。被害状況の入力は発災から1か月で1,600件を超えた。被災者支援総合窓口(ワンストップ窓口)の開設以降は、窓口に従事する応援職員への説明に加え、市民からの問い合わせには庶務班が直接対応した。

■情報班

地域起こし推進課の職員で構成され、主な業務は土砂災害危険度情報や河川水位の監視などの気象情報の収集、被害情報の収集、避難情報の発令、防災行政無線による放送、自主防災組織との連絡調整、広報活動、罹災証明書の発行等である。

発災当初は、被害情報の通報や道路状況、被災者支援に関する問い合わせの電話が殺到し、発災から6日間で電話対応は1,000件を超えた。7月9日からは罹災証明書の申請受付も始まり、当課の職員のみでは対応困難となったため、応援職員を要請した。罹災証明書は建物被害認定調査の結果を受けて発行することから、迅速な発行処理のためには、安芸区エリアの同調査を担当する東部市税事務所との連携が欠かせなかった。罹災証明書の発行件数は、1,700件を超えた(平成30年12月末現在)。

■調査・応急復旧班

維持管理課、農林課、地域整備課の職員で構成され、主な業務は危険箇所の巡視、道路情報の共有、被害状況調査などの災害応急活動及び応急復旧等である。

今回の災害は、区内全域にわたって被害をもたらし、区が管理する道路、河川等の被害は500件を超えた。道路陥没や土砂崩れ、落橋などにより、調査及び応急対応の活動は当初困難を極めた。7月11日からは応急復旧活動を迅速に行うため、他局等から50名程度の応援職員の派遣を受け、体制を整えた。その結果、9月中旬には主要幹線道路の通行規制を全面解除した。

本復旧に当たっては、国の災害査定を終えたものから順次工事に着手している。

■輸送班

建築課の職員で構成され、主な業務は、車両の確保及び車両管理簿を使用しての一元管理、被災者仮住宅への入居手続きの実施、被災家屋の復旧等の建築相談受付等である。

避難収容班及び救援救護班と連携しながら、避難所職員の移動及び物資輸送に使用する車両の管理及び運行調整を行った。7月7日からは他局へ職員の応援及び車両の提供を要請し、体制を強化した。

7月11日には建築課内に建築相談受付を設置し、被災住宅等の復旧に関する相談対応や被災者仮住宅への入居手続き等の支援を行った。全体の相談件数は、218件(平成30年12月末現在)となっている。

■避難収容班

保険年金課、会計課、他局等からの応援職員で構成され、主な業務は避難所職員の従事要請、避難所への割振り、派遣方法と避難所の運営方法についての検討・指示等である。

発災当初は、避難所職員から避難者の確認、被害状況の通報、避難場所の問い合わせ等、様々な相談が入り、関係部署との連携調整で多くの時間を要した。

活動実績として、最大で20施設に避難所を開設し、各避難所に2名ずつ職員を配置した。特に避難者の多い3か所においては、課長級の職員を配置し、運営の強化を図った。避難所に従事した職員は、避難者の受け入れを始め、炊き出しやボランティアの受け入れ等の現地調整、避難者人数や必要物資の報告等の区本部との連絡調整を行い、避難所運営に当たった。7月6日の指定緊急避難場所の開設から最後の矢野小学校の避難所が閉鎖した10月31日までの間、職員が24時間体制で従事し、その数は延べ約2,840名にのぼった。また、福祉の面で専門のケアを必要とする避難者のため、区災害対策本部の決定により救援救護班第2班と連携して福祉避難所を3か所開設し、計3名を収容した。

■救援救護班

救援救護班第1班は市民課、保険年金課、生活課の職員で構成され、主な業務は避難所への食事及び生活必需品等の物品の提供である。

食事については、災害救助法において定める避難者1人当たりの1日の食費の限度額の範囲で、弁当販売業者及びパン販売業者と注文品を調整し、提供した。生活必需品等の物品については、各避難所からの要望に基づき、本庁及び指定業者と調整を図りながら調達し、迅速かつ適正に提供した。なお、指定業者が調達できない物品及び速やかに提供する必要のある物品については、当班において近隣の販売店から独自に調達し提供した。

救援救護班第2班は健康長寿課、保健福祉課の職員で構成され、主な業務は医療救護体制の確保、要援護者に対する心身のケア等の支援である。

また、避難所で心身に不調を訴える被災者や医療支援が必要な要援護者等の支援を行うため、医師及び保健師等で構成する医療支援班(安芸区職員に加え、本庁や他区の医師、保健師が応援派遣)を編成し、7月9日から複数班により活動を開始した。医療支援班は、瀬野地区と矢野地区で血圧測定や医薬品・衛生材料の提供を行ったほか、手洗

いや歯磨きのすすめ、家屋消毒にかかるチラシ配布等により、感染症予防の啓発を行った。また、各避難所での健康相談や要援護者の把握を行いながら、医療機関や介護保険事業所等との連携も図った。

7月11日には救援救護班第1班と協力して、被害が大きく、孤立していた清松園団地・清山団地に缶詰、ペットボトル飲料水、キッチンペーパー、手指消毒液等を届けた。その後、米や飲料水など必要とされる物資を届けた。さらに、清松園コミュニティ会館で健康相談を行ったほか、町内会長等への支援ニーズの聞き取りや巡回による被災者への声掛け・面談を通じて、必要な情報の収集・提供を行った。

医療支援班は7月8日から9月30日までの間、避難所16か所、被災した58地域へ計167回派遣し、応援医師延べ15名、応援保健師延べ193名、栄養士等延べ2名、安芸区厚生部医師延べ15名、安芸区保健師延べ194名、安芸区保健指導員延べ12名が、被災者への支援を行った。避難所での相談件数は2,083件、避難所以外での相談支援数は1,077世帯1,604名、健康調査は137世帯297名(いずれも実数)となっている。

必要な医薬品等については、随時調達していたが、緊急性が増した7月12日及び7月18日の計2回、一般社団法人安芸薬剤師会から無償提供を受けた。また、7月14日から一般社団法人安芸地区医師会災害対策本部と避難所の状況について情報を共有し、連携を図った。

関係機関との連携

安芸消防署内に設置された現地総合調整所から、被災現場の状況や人命救助活動に関する情報が提供された。これらの情報は、安芸区災害対策本部が被害状況を把握するうえで、重要な情報源となった。

安芸区災害警戒本部の設置に伴い、安芸消防署からは2名の情報連絡員が派遣された。また、安芸消防署職員、安芸消防団員により、危険区域のパトロール、避難誘導、避難所への巡回や広報活動が行われた。

海田警察署とは、避難者情報を共有することで、連携して区民の安否確認を行った。また、区が発令する避難情報に基づき、署員が住民への避難の呼びかけや広報活動を実施した。

自衛隊とは、活動場所を綿密に調整することで、効率的な復旧活動を行った。重機での作業が困難な狭隘部の土砂撤去や河川の浚渫等に対して、自衛隊のマンパワーが大きく貢献した。また、7月10日から8月5日の間、矢野南小学校に仮設風呂を設置し、入浴支援を行っていただいた。

国は、応急対策として矢野東地区にワイヤーセンサー及びワイヤーネットを、上瀬野地区にワイヤーセンサー及び土石流制御工を設置した。また、プッシュ型支援により避難所に空調設備を設置したことにより、猛暑が続く避難所での生活環境の改善が図られた。

県とは、大規模な被災現場の復旧活動を連携して行った。管理区分にとらわれず、柔軟に対応範囲等を調整することで、迅速な対応に努めた。

近隣自治体の呉市及び海田町とは、災害協定に基づき、境界付近の避難所運営や避難者支援を協同行うとともに、降雨時の避難情報の発信や切替時期について情報を共有した。

地域の実情を把握している町内会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等とは、連携して継続的な心身のケアが必要な要援護者及び障害者宅等への家庭訪問や電話での安否確認による情報収集を行うことで、健康相談を早い段階で実施することができた。これらの関係機関の協力のもと、必要なニーズの把握、医療・介護サービスの提供を継続することができた。



保健師による活動の様子

避難所の開設・運営

7月6日14時05分に区災害警戒本部を設置し、各小学校区に1か所ずつ開設(計11か所)した指定緊急避難場所に安芸区職員を配置するとともに、他局からの応援職員を順次、追加配置した。このほか自主避難のあった施設へも順次職員を派遣した。

7月7日午前4時には最大で1,301世帯2,802名の住民が避難所に避難した。避難所開設時は、受入れがスムーズにできない施設もあったが、避難所職員は、避難者の声を聴き、本部に問い合わせるなど、適切な対応を取った。

避難所の運営は、区災害対策本部から派遣された職員2名と地元関係団体が協力して行った。運営に関わった地元関係団体は避難所ごとに異なっていたものの、多くの避難所で地元主体の避難所運営が行われた。

長期化する避難所生活に備えるため、各避難所にはご意見箱やワンストップ窓口を設置し、避難者の要望をいち早く把握することに努めた。空調設備のない避難所(体育館)には、空調設備を整備し、このほか仮設風呂や簡易シャワールの設置等により、生活環境の改善を図った。暑さ対策のため、避難者が体育館から空調の完備されている教室や福祉センターに移動した例もあった。また、保健師等で編成される医療支援班に加え、広島市立病院機構、広島市医師会、一般社団法人安芸地区医師会で編成される医療救護班や一般社団法人安芸薬剤師会、広島DPAT(災害派遣精神医療チーム)や個人ボランティアのリハビリ専門職とも連携し、避難者の支援に当たった。多くの避難所では「避難所でのルール」が作成され、ペットの同行避難等についても柔軟な対応を取ることができ、大きなトラブルにはならなかった。各避難所ではボランティア団体による積極的な物資提供や炊き出し等の支援があった。

このたびの災害では、多くの避難所において地元関係団体による運営が行われた。避難所運営には地元の協力が不可欠であり、地域防災力の向上を図り、さらに円滑に運営していくことが求められる。

【主な避難所】

■矢野小学校

最大で49世帯148名が避難した。小学校のすぐ近くを流れる矢野川が氾濫し、避難所である小学校の周辺一帯が被災した。避難所へ通じる道路に堆積した土砂等の撤去に地元関係団体が尽力し、避難所では他区も含めた女性消防団員が消毒等の衛生管理や寄付物品の管理を行った。また、医療支援班は7月9日から巡回し、健康相談・保健指導・応急処置を実施した。10月31日に閉鎖するまでの間、31回、延べ69名の保健師等が避難所支援を行った。

■矢野南小学校

最大で約300世帯500名が避難した。避難者の多くは隣の学区の住民であったため、運営側と避難者として関係を構築することから始める必要があったが、自主防災組織の会長を兼ねる連合町内会長が地域のまとめ役となり、行政と一体となった避難所運営を行うことができた。また、医療支援班が7月9日から8月11日まで常駐し、24時間応急処置に対応できる体制を整えたほか、エコノミークラス症候群及び生活不活化予防のため、いきいき百歳体操を毎日実施した。8月11日以降は、9月24日に閉鎖するまでの間、21回、延べ43名の保健師等が巡回した。また、精神対話士(「心のケア」の専門職)とも連携し、心のケアを行った。



避難所(矢野小学校)



避難所(矢野南小学校)

【その他の避難所】

被害の大きかった瀬野地区(瀬野福祉センター及び瀬野川公園の2か所を開設)や畑賀地区(7月13日に畑賀小学校から畑賀福祉センターへ移設)においても、社会福祉協議会や施設管理者、地元の町内会・自主防災組織が積極的に避難所に足を運び、地元が主体となった避難所運営が行われた。

被災者相談窓口

7月11日に区役所及び避難者の多い避難所(安芸区スポーツセンター、畑賀福祉センター、矢野小学校及び矢野南小学校の4か所)については常設、その他の避難所については巡回でワンストップ窓口を開設した。避難所の常設窓口については、避難者減少に伴い、順次、巡回窓口への移行を行い、避難者が全員退所すると同時に窓口を閉鎖した。区役所については、10月29日から平日限定ではあるが、常設窓口を継続している。全体の相談実績は2,765件(平成30年12月末現在)となっている。

主な相談内容は、罹災証明書の申請、義援金・見舞金等支給金の申請、住まいに関すること、土砂撤去に関することなどである。罹災証明書の申請については7月9日に、義援金の申請については8月13日に、それぞれ区役所に専用窓口を開設した。

また、7月12日から9月14日の間、広島県災害復興支援士業連絡会から専門家(弁護士、司法書士及び行政書士)の派遣を受け、区役所の常設窓口と併せて「生活なんでも相談」窓口を設置した。

避難所運営の好事例(矢野南小学校)



避難所のルール

避難者がストレスなく生活できるよう、連合町内会長が防災士等と話し合い、避難所のルールを作成した。また、いきいき百歳体操や、女性ボランティアを中心とするバーベキュー大会、花火大会等の催しを行った。



いきいき百歳体操の様子



被災者支援総合窓口(矢野南小学校)

災害現場の声

『住民の意識 変化感じる』

矢野南連合町内会・矢野南学区自主防災会 会長 うらの のりもと 浦野 紀元

7月6日16時頃、矢野南小学校が避難所として開設されると、私はすぐに避難所へ向かいました。外は雨が降り続き、すでに道路は川のようになって流れていました。

避難者の数は避難情報が発令されるたびに増え続け、小学校の体育館は大勢の人であふれ、足の踏み場もない状態でした。私は次々と避難してくる方の対応に追われながら、被害情報等の収集に努めていましたが、その時はまだ全容が掴めていませんでした。翌朝、詳細を聞き、現場を見て初めて、想像もつかないような災害になっていることが分かりました。

当初は、普段の生活とあまりにもかけ離れた環境の避難所で、避難者の意見を集約し、運営に当たることにも苦慮することもありましたが、冷蔵庫や洗濯機、クーラー、段ボールベッドといった物資の提供や、医師や看護師、保健師による医療体制の充実など、多くの支援をいただき、避難所環境は時間が経つにつれて改善されていきました。また、避難者自ら避難所の掃除や百歳体操の準備、ボランティアで運営に協力してくださる方も多く、そういった周囲のサポートが私にとっては大きな力になりました。

これまでは、私たちの地域では、避難情報が発令されても「またか。」と気にも留めない方がほとんどでしたが、7月の豪雨災害を経験し、事前に避難する方が以前より増えました。また、行政による防災に関する説明会には想定以上の人数が集まるなど、地域住民の防災に対する意識が強くなっていることを肌で感じています。

約3か月間、避難所運営に携わりましたが、組織としては、今後、防災専任の役員を配置することを検討しています。また、活動としては、高齢者や障害者の方のサポートを想定した避難訓練を行ったり、他の地域の訓練を見学して自分たちの訓練に取り入れたりすることなども有効だと考えています。こうした取組を進め、より災害に強いまちを住民一体となってつくっていかうと思います。



復旧・復興に向けて

【道路啓開】

がけ崩れや土砂の流入、護岸の洗掘等により区内全域にわたり道路が寸断された。また、区内には120台程度の被災車両や放置車両があり、このうち矢野地域が9割を占めた。被災車両等の移動にあたり、警察の協力を得て所有者へ移動を促すとともに、所有者がすぐに移動できないものについては矢野東グラウンドに設けた仮置場に移送した。移送した車両は約40台に及んだ。車両の移送とともに土砂撤去等も進めた結果、8月末には主要幹線道路が通行可能となった。

【道路の復旧】

市が管理する道路では、113路線、計387か所が被災した。被害の範囲は区内全域にわたる。矢野東地区は土石流や矢野川の氾濫により道路に堆積した土砂の撤去に時間を要し、梅河団地では現在も復旧活動が続けている。また、一般県道瀬野呉線や主要地方道東海田広島線等の河川護岸としても兼用している道路では、増水に伴う護岸崩壊とともに道路も崩壊した。国の災害査定を受けた後、速やかに復旧工事を発注する予定である。



主要地方道東海田広島線（安芸区）

【橋りょうの復旧】

市が管理する橋りょうでは、7橋が被災し、不通となった。被災箇所は瀬野川が5橋、榎山川が1橋、畑賀川が1橋である。7橋のうち6橋が全部または一部落橋、残りの1橋は橋台に損傷を受けた。復旧方法等について、改良復旧も含め広島県及び国土交通省と協議し、国の災害査定を受けた後、速やかに復旧工事を発注する予定である。

【河川の復旧】

市が管理する河川では、57河川、計614か所が被災し、被害の範囲は区内全域にわたる。被害の内容としては、増水による護岸の崩壊や土石流による河川の閉塞、洗掘等である。国の災害査定を受けた後、速やかに復旧工事を発注する予定である。

【農地】

農地及び農業用施設等では、阿戸地区を中心に390か所が被災した。農地や農業用水路等に堆積した土砂の撤去を行政と住民、ボランティアが一体となって行った。区内には農業用設備が破損し、取水が困難となった農地もあり、ここでは仮設のパイプやポンプを設置することにより、農業用水の確保を行った。国の災害査定を受けた後、速やかに復旧工事を発注する予定である。

【下水道の復旧】

下水道施設は区内全域にわたって多数被災し、大量の土砂が水路及び汚水・雨水管内に堆積した。また、畑賀川・矢野川の護岸崩壊等により市道内に埋設されていた污水管等が15か所で破断した。被災後、住民の生活環境に与える影響が大きい箇所から優先して土砂の撤去と污水管の仮接続等を行い、下水道を使用できる環境を整えていった。国の災害査定を受けた後、速やかに復旧工事を発注する予定である。

（いずれも平成30年12月末現在）

『魅力あふれる安芸区』を取り戻すために

安芸区長 やまもと ひでき
山本 秀樹



このたびの豪雨は、安芸区において、人的被害も含め想像を絶する甚大な被害をもたらしました。各避難所には、発災直後、約2,800名の方々が避難をされました。発災後から続いた猛暑に加え、避難所の多くが小学校の体育館であったことから、冷房設備や段ボールベッドの設置等、避難者の方々の生活環境の改善に早急に取り組みました。また、避難所だけでなく、矢野東地区をはじめとして、仮住宅や自宅等で生活している方々を含め、被災者の方々の健康管理に最大限の意を用い、医師会や薬剤師会等の支援を得ながら、医師・保健師が中心となって救援救護活動に取り組みました。甚大な被害を受けた道路・河川等公共施設の復旧に当たっては、国、県、市及び事業者が密接に連携を取りながら、可能な限り迅速に対応できるよう尽力をしました。

このたびの災害対応を通して、連合町内会をはじめとした地域の各種団体やボランティアの方々の献身的な活動に接し、改めて、地域のつながり、人と人とのつながりの大切さを実感いたしました。発災後、区民の方々の防災意識の高まりを感じています。命を守るための正しい知識や行動力を多くの方々に身につけてもらえるよう、また、時間の経過とともに防災意識が薄れることのないよう、今後、重点的に防災力向上のための取組みを行っていきたいと考えています。そして、区民の方々が「明るく、楽しく、元気よく」暮らせる「魅力あふれる安芸区」を取り戻せるよう、引き続き、復旧、復興に向けて職員とともに全力で取り組んでまいります。

安芸区の概況

安芸区は市の東部に位置し、旧安芸郡の瀬野川町・熊野跡村（現在の阿戸町）・船越町・矢野町からなっている。区の中央には二級河川である瀬野川が流れ、東西には国道2号及びJR山陽本線、また、南に向かっては国道31号及びJR呉線が通っている。平坦地が少なく、山林が区域の7割を占める。

東広島市・呉市・府中町・海田町・熊野町・坂町と隣接しており、近隣自治体とは様々な事業で連携を図っている。

また、名前に同じ「安芸」が付くことから、平成29年11月2日に「災害時相互応援に関する協定」を締結する等、高知県安芸市との交流も図っている。



人口・世帯数：平成30年12月末現在（住民基本台帳登録による）
面積：平成30年10月1日現在（国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による）



矢野東地区

特に大きな被害が出た梅河団地では、多くの家屋が土砂に流された。





上瀬野地区

地区内の清松園団地、清山団地を中心に、大きな被害が発生した。



矢野町

主要地方道矢野安浦線に土石流が流入し、それに巻き込まれた被害者がいた。

